

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和5年3月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200676号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200153号

第1 結論

請求者のA社における令和元年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年9月の標準報酬月額については、26万円から28万円とする。

令和元年9月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年9月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年9月1日から同年10月1日まで

請求期間に係る標準報酬月額の届出が遅れてしまったため、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び「令和1年分給与所得の源泉徴収票」(以下「賃金台帳等」という。)により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和3年11月22日に年金事務所に対し提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所

は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。